

「給油所等」（ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド等）に関する取扱基準

都市計画法第34条第9号及び都市計画法施行令第29条の7に定める給油所等に関し、次のとおり取扱基準を定める。

（適用の道路）

第1 本取扱基準を適用する道路は、主として自動車交通の用に供せられる道路であり、国道及び府道（高速自動車道及び自動車専用道路を含む。以下「国道等」という。）並びに次の各号のいずれにも該当する市町村道とする。

- (1) 国道等と国道等又は市街化区域と市街化区域を結ぶ市町村道
- (2) 幅員が16m以上である市町村道

（附属施設）

第2 車両の点検、整備及び部品の整備の用に供する屋内作業場の床面積の合計が72㎡を超えないものに限り、給油所に附属する施設として取扱う。

（附則）

この基準は、平成23年2月1日から施行する。

（附則）

この基準は、平成26年1月6日から施行する。

（附則）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。